

令和 5 年度「文化財保存活用地域計画研修会」実施要項

1 趣旨

市区町村において文化財保存活用地域計画（以下、地域計画）作成に携わる者を対象に、作成初期段階に必要な「文化財保存活用地域計画の作成に関する指針」や文化財の保存と活用に関する課題・方針・措置を設定するための基礎的知識について研修を行い、地域計画作成の促進を図ることを目的とし、集合形式にて研修会を開催する。

また、今年度は文化財保存活用地域計画認定 5 周年にあたることから、本研修会終了後 5 周年記念特別講演(仮題)を開催する。

2 主催

文化庁

3 期間

令和 5 年 1 0 月 2 4 日（火）～ 2 7 日（金）の 4 日間 ※日程の詳細は別添 2 を参照

4 会場

香取市施設（※JR 佐原駅近くにて調整中）

5 対象者

- ・地域計画作成中の市区町村（原則、作成最終年度の市区町村は除く）の文化財行政、まちづくり行政の担当者等（複数市区町村が共同で地域計画を作成している場合、双方の市区町村が対象）
- ・地域計画を作成予定の市区町村の文化財行政、まちづくり行政の担当者等
- ・都道府県の文化財行政、まちづくり行政の担当者等
- ・市区町村が地域計画を作成する際にその一部業務を委託するコンサルタント会社等の実務担当者。

6 研修内容（案）

（1）室内研修

- ① 「文化財保存活用地域計画」に係る概論・実践
- ② 地域計画作成済自治体より事例発表
- ③ 実地演習地区の説明

（2）実地演習（フィールドワーク、グループワーク、成果報告）

香取市市街地対象とした「文化財保存活用地域計画」の作成演習

- ・文化財の総合的把握及び「関連文化財群」の設定
- ・文化財の保存・活用に関する課題・方針・措置の設定

7 その他

- （1）参加に要する経費（旅費、昼食代、宿泊費等）は、参加者の負担とする。
- （2）車で来場の場合、会場の敷地内の駐車場を利用可。（ただし利用料金は参加者の負担）
- （3）宿泊施設は文化庁では確保していないため、各自で手配すること。
- （4）研修資料等は、文化庁で準備し、参加者に配布する。
- （5）研修は、全日参加を原則とする。
- （6）当研修会の参加は原則 1 人 1 回とするため、前年度の研修会に参加した者は参加することができない。ただし、同市区町村で別の担当者が出席する場合は可能である。
- （7）参加者に対しては、研修会の詳細及び事前課題を別途通知する。
- （8）定員を上回る応募があった場合は、文化庁が参加者を決定する。